

奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市建設工事入札参加者等審査会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）に基づく奈良市建設工事入札参加者等審査会（以下「審査会」という。）の審査等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「入札参加者等」とは、競争入札参加者及び随意契約の見積参加者をいう。

(資格審査)

第3条 資格審査は、入札参加資格審査申請要領に基づき申請書を提出した者について行うものとする。

(格付対象者)

第4条 格付を行う対象者は、次のとおりとする。

- (1) 土木一式工事業者、建築一式工事業者、測量業者及び建築設計業者で、市内に本店を有する入札参加者等
- (2) 建築設計業者で、市内に支店等を有する入札参加者等

(格付審査資料)

第5条 審査会は、次の資料に基づき、土木一式工事業者及び建築一式工事業者の格付を行うものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の12に規定する総合評定値通知書
- (3) 工事竣工検査成績調書
- (4) その他審査会の委員長が必要と認めるもの

2 審査会は、次の資料に基づき、測量業者及び建築設計業者の格付を行うものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) その他審査会の委員長が必要と認めるもの

(格付基準)

第6条 審査会は、入札参加者等の総合的な能力を判定するため、次のとおり客観的要素と主観的要素を評定し、土木一式工事業者及び建築一式工事業者の総評定点を付けるものとする。

- (1) 客観的要素 総合評定値通知書に基づき評定する。
- (2) 主観的要素 工事成績評点表（別表第1）に基づき評定する。

2 審査会は、年間平均実績高、自己資本額、有資格者数及び営業年数（別表第1）に基づき評定し、測量業者及び建築設計業者の総評定点を付けるものとする。

3 審査会は、競争入札に参加する者に必要な資格の審査を行った後、前2項の総評定点により、格付基準表（別表第2）に基づいて格付を行うものとする。

(格付の有効期間)

第7条 格付の有効期間は、第5条第1項第1号及び同条第2項第1号に規定する入札参加資格審査申請書の提出日の属する年の4月1日から2年間（当該申請書を奇数年に提出した入札参加者等に係る格付の有効期間については、1年間）とする。

(発注基準)

第8条 入札参加者等に対する格付等級別の請負対象金額の基準は、競争入札発注基準表（別表第3）によるものとする。

(制限付一般競争入札の実施)

第9条 審査会は、制限付一般競争入札については、奈良市制限付一般競争入札実施要領の定めにより行うものとする。

(指名業者の選定基準)

第10条 審査会は、指名業者選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 信用度
- (2) 工事成績
- (3) 技術者の構成状況
- (4) 工事経歴
- (5) 工事場所の地理的条件

2 審査会は、緊急を要する工事、特別の技術を要する工事その他の特別の理由がある工事については、前条の規定にかかわらず、指名業者を選定することがある。この場合において、当該工事の設計金額に相当する格付等級以上の入札参加者等を指名業者として選定するものとする。

(指名競争入札の参加者数の基準)

第11条 審査会は、原則として指名競争入札参加者数基準表（別表第4）により、指名業者を選定するものとする。

(随意契約の要件審査)

第12条 審査会は、随意契約しようとする工事が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号又は第7号に規定する要件に該当するかどうかを審査するものとする。

(入札参加停止の措置)

第13条 審査会は、入札参加者等の入札参加停止の措置について審査し、当該措置の基準は、奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領の定めるところによる。

(談合等に関する措置)

第14条 審査会は、入札における談合等に関する措置要領の定めるところにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年11月1日から施行する。

(奈良市建築工事入札参加者等審査会内規の廃止)

2 奈良市建築工事入札参加者等審査会内規（平成8年9月2日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

工事成績評点表

工事成績	A	B	C	D	E
点 数	100点～91点	90点～81点	80点～71点	70点～51点	50点～
評 点	30	15	6	0	-20
(注) 前格付時の年の1月1日から格付をしようとする年の前年の12月31日までの間における市発注工事の平均工事成績により評点する。					

年間平均実績高評点表

年間平均実績高	評点
20億円以上	30
10億円以上20億円未満	25
5億円以上10億円未満	20
5千万円以上5億円未満	15
5千万円未満	10
(注) 入札参加資格審査申請日（奈良市建設工事等入札参加資格申請要領に定めるとおり）の直前決算2年間の業種別年間平均実績高により評点し、3倍した点数	

自己資本額評点表

自己資本額数値	評点
10以上	30
5以上10未満	20
5未満	10
(注) 次の算式で得た自己資本金額数値により評点する。 自己資本額数値＝自己資本額÷年間平均実績高×100 ＊ただし、計算により数値が確定できない場合は、10点とする。	

有資格者数評点表

合計数値	評点
110点～	30
65点～109点	25
40点～64点	20
15点～39点	15
～14点	10
<p>(注) 業種ごとに次に掲げる審査対象資格者について、それぞれの算式で得た数値を合計した数値により評点し、5倍した点数</p> <p>測量業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5点×有資格者数（測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者） ・ 2点×有資格者数（測量法により測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。） <p>建築設計業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5点×有資格者数（建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者又は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）による建築設備士の登録を受けている者） ・ 2点×有資格者数（建築士法による二級建築士の免許を受けている者（一級建築士の免許を受けている者を除く。）及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者） 	

営業年数評点表

営業年数	評点
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10
<p>(注) 営業年数により評点する。</p>	

別表第2（第6条関係）

格付基準表（土木一式工事及び建築一式工事）

等級	A	B	C	D	E	F	G
格付 点数 等	850 点以上で、技術者が7人以上いる者	750 点以上で、技術者が3人以上いる者	650 点以上で、技術者が2人以上いる者	649 点～600 点の者	599 点～550 点の者	549 点以下の者	新規の者
<p>（その他の要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 A等級及びB等級については、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定により特定建設業の許可を受けている者とする。 2 A等級については資本金額 4,000 万円以上、B等級については資本金額 2,000 万円以上とする。 3 奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領により提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）に基づき、A等級については1級技術者3人以上を含む技術者7人以上とし、B等級については1級技術者1人以上を含む技術者3人以上とし、C等級については1級又は2級技術者1人以上を含む技術者2人以上とする。 <p>（格付の特例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通知書の土木一式又は建築一式の完成工事高が 300 万円未満の者は、F等級に格付する。 2 新規登録者については、G等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、F等級に格付し、入札に参加できるものとする。 3 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1年及び2年 格付点数に相当する等級 (2) 3年以上 G等級（新規） 4 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものについては、事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について（昭和50年11月10日建設省厚発第473号）に基づき、総合評定点を付け、格付する。 							

測量業務格付基準表

等級	A	B	C
格付点数等	130点以上で、技術者が2人以上いる者	A級の格付基準を満たさない者	新規の者
<p>(その他の要件)</p> <p>A等級については、測量士1人以上を含む技術者2人以上とし、B等級については、測量士1人以上の技術者とする。</p> <p>(格付の特例)</p> <p>1 新規登録者については、C等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、B等級に格付し、入札に参加できるものとする。</p> <p>2 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。</p> <p>(1) 1年及び2年 格付点数に相当する等級</p> <p>(2) 3年以上 C等級(新規)</p>			

建築設計業務格付基準表

等級	A	B	C
格付点数等	140点以上の者	139点以下の者	新規の者
<p>(格付の特例)</p> <p>1 新規登録者については、C等級に格付し、格付した年度は入札に参加できないものとする。翌年度は、格付点数に相当する等級に格付し、入札に参加できるものとする。</p> <p>2 再登録業者については、入札参加資格審査申請書の未提出期間に応じ、次のとおり格付する。</p> <p>(1) 1年及び2年 格付点数に相当する等級</p> <p>(2) 3年以上 C等級(新規)</p>			

別表第3（第8条関係）

競争入札発注基準表

（土 木）

（単位：千円）

等 級	設 計 金 額
A	50,000 以上
B	30,000 以上 50,000 未満
C	15,000 以上 30,000 未満
D	8,000 以上 15,000 未満
E	3,000 以上 8,000 未満
F	3,000 未満

（建 築）

（単位：千円）

等 級	設 計 金 額
A	80,000 以上
B	50,000 以上 80,000 未満
C	20,000 以上 50,000 未満
D	8,000 以上 20,000 未満
E	3,000 以上 8,000 未満
F	3,000 未満

（舗 装）

（単位：千円）

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
750 点以上	15,000 以上
650 点～749 点	5,000 以上 15,000 未満
550 点～649 点	2,000 以上 5,000 未満
550 点未満	2,000 未満

（造 園）

（単位：千円）

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
700 点以上	5,000 以上
600 点～699 点	3,000 以上 5,000 未満
550 点～599 点	2,000 以上 3,000 未満
550 点未満	2,000 未満

(塗 装)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
塗装において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての塗装工事

(管)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
700 点以上	8,000 以上
600 点～699 点	4,000 以上 8,000 未満
600 点未満	4,000 未満

(防 水)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
防水において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての防水工事

(電 気)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
電気において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての電気工事

(解 体)

(単位：千円)

総合評定値通知書点数	設 計 金 額
解体において総合評定値通知書点数を持つ全ての市内本店業者	制限付一般競争入札にかかる全ての解体工事

(測 量)

(単位：千円)

等 級	設 計 金 額
A	2,000 以上 10,000 未満
B	2,000 未満

(建築設計)

(単位：千円)

等 級	設 計 金 額
A	3,000 以上 10,000 未満
B	3,000 未満

別表第4（第11条関係）

指名競争入札参加者数基準表

（単位：千円）

設計金額	参加者数
50,000 以上	10人以上
10,000 以上 50,000 未満	7人以上
5,000 以上 10,000 未満	5人以上
5,000 未満	3人以上